

財務省告示第五十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十五年一月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年二月七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百四回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	発行方法	郵便貯金資金による引受け
四	発行金額	額面金額で四千五百億円
五	払込金額	四千万円、十億円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
六	額面金額の種類	円、十パーセント
七	発行行	額面金額百円につき百円十銭
八	発行行	額面金額百円につき百円十銭
九	利率	年〇・一パーセント
十	初期利子	平成十五年七月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。
十一	第二期以後の利子	毎年一月二十日及び七月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二	償還期限	平成十七年一月二十日

$$\text{額面金額又は登録金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 十
五 四 三

払 払 元 償
込 場 利 還
期 所 金 金
日 支 額

平 取 国 日 額
成 扱 債 本 面
十 店 代 銀 金
五 並 理 行 額
年 び 店 の 百
一 に 及 本 円
月 取 び 店 につ
二 扱 国 支 き
十 郵 債 元 支 百
日 便 元 利 店 円
局 利 金 代 理
支 金 支 店 店、
払 支 店、